

# 第176回

## 山形県社会教育委員の会議

次第

- 1 開 会
  - 2 山形県教育委員会挨拶
  - 3 出席者紹介
  - 4 座長選出
  - 5 議 事
    - (1) 平成27年度社会教育事業について 【資料1】
    - (2) 平成28年度社会教育事業について 【資料2】
    - (3) 平成28年度社会教育委員の会議について 【資料3】  
(※ 第5次山形県生涯学習振興計画策定に向けて)
    - (4) 平成27年度生涯学習推進状況について 【資料4】  
(※ 生涯学習検討委員会の内容)
    - (5) その他
  - 6 連 絡
    - (1) 委員の改選について
    - (2) その他
  - 7 閉 会

## 山形県社会教育委員

No.	氏名	性別	役職	備考
1	あんどう こうき 安藤 耕己	男	山形大学地域教育文化学部地域教育文化学科准教授	
2	いとう てつや 伊藤 哲哉	男	山形新聞社論説委員長	
3	おだしま たてお 小田島 健男	男	元遊佐町教育長 元県生涯学習センター学習振興部長	欠席
4	おちあい ようこ 落合 陽子	女	庄内町学校支援地域本部事業コーディネーター	
5	かどわき ゆみ 門脇 由美	女	県青年会交流事業青年会議委員 金山町青年サークル「WAGE☆スターズ！」元代表	欠席
6	かなざわ かずこ 金澤 和子	女	県家庭教育アドバイザー 前県男女共同参画センター館長	
7	くろき よしひさ 黒木 善久	男	県子ども会育成連合会事務局次長	
8	さいとう あきら 齋藤 彰	男	元最上教育事務所社会教育課長、元神室少年自然の家所長	
9	すずき りえこ 鈴木 理枝子	女	山形市立大曾根小学校校長 山形県連合小学校長会からの推薦	
10	たかはし えみ 高橋 エミ	女	NPO法人「ほっと」理事長 元置賜地区子育てサポートネットワーク協議会会长	
11	たけだ まりこ 武田 真理子	女	東北公益文科大学公益学部公益学科准教授	
12	たなか ゆうこ 田中 裕子	女	はつらつシニアの情報誌「えがおdeねっと」編集発行人	
13	にへい ひろみ 二瓶 ひろみ	女	高畠町和田地区学校支援地域本部コーディネーター	
14	よしだ かつひこ 吉田 勝彦	男	山形市立第一中学校校長 山形県中学校長会からの推薦	
15	よしだ としあき 吉田 敏明	男	山形県立山形西高等学校校長 山形県高等学校長会からの推薦	

※平成27年5月21日一部改選

(五十音順 敬称略)

## 県教育庁等出席者

教 育 次 長		中井 義時
文化財・生涯学習課	課 長	山川 秀秋
文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	室 長	鈴木 和仁
文化財・生涯学習課	課長補佐	藤澤 義実
文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	室長補佐	青柳 晴雄
〃	社会教育専門員	原田 健男
〃	社会教育主査	八城 良美
〃	社会教育主査	佐藤 紀之
〃	社会教育主査	矢作 誠
〃	社会教育主査	近藤 信司
〃	生涯学習主査	小林恵美子

県生涯学習センター	学習振興部長	広谷 芳文 (欠席)
-----------	--------	------------

村山教育事務所	社会教育課長	清野 均
最上教育事務所	社会教育課長	武田 久昭
置賜教育事務所	社会教育課長	今 秀之 (欠席)
庄内教育事務所	社会教育課長	奥山 慎

## ○社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号) (抜粋)

### 第 4 章 社会教育委員

#### (社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は教育委員会が委嘱する。

#### 第 16 条 削除

#### (社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

#### (社会教育委員の委嘱の基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し、必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成 23 年文部科学省令第 42 号)

#### (社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 18 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

#### 附則

この省令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## ○山形県社会教育委員条例(昭和 24 年 11 月県条例第 68 条)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条により、山形県教育委員会(以下教育委員会といふ。)に社会教育委員(以下委員といふ。)を置く。

第 2 条 委員の定数は 20 人以内とする。

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第 6 条 委員の会議は、教育長が招集する。

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。